

監査事務所検査における 最近の指摘事例について

～「監査事務所検査結果事例集(令和6事務年度版)」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課 課長補佐 平野 智和 (ひらの ともかず)

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以降、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人）に対する検査を実施してきた。

審査会検査における指摘事例や評価できる取組については、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場関係者に対する参考情報を提供することを目的に、「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。

去る7月19日に公表した、令和6事務年度版の監査事務所検査結果事例集（以下「本事例集」という。）では、最新の事例を追加するとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例を充実させている。

なお、審査会のモニタリング活動を通

じて入手した情報は、「令和6年版モニタリングレポート」として取りまとめ、本事例集と併せて審査会ウェブサイトに掲載しているの、参照されたい。

本事例集の概要

本事例集は、「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」、「Ⅱ. 品質管理態勢編」、「Ⅲ. 個別監査業務編」及び「Ⅳ. その他」の4項目から構成されており、Ⅰ. からⅢ. の各項目については、監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、監査事務所の規模別に記載している。

「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」では、根本原因究明の重要性に鑑み、近時の検査における根本原因の究明及び根本原因の事例を充実させている。

「Ⅱ. 品質管理態勢編」及び「Ⅲ. 個別監査業務編」では、最新の検査事例を幅広く掲載するほか、中小規模監査事務所における改善に資するよう評価できる取組の事例も充実させている。

また、新たに適用が開始された改正倫

理規則等や未適用の新基準（改正監査基準報告書600、改正財務報告内部統制監査基準報告書第1号など）に関する留意事項をコラムとして掲載しているほか、本事例集の「検査結果の概要」や「求められる対応」をまとめた「要約版」を作成し、本事例集と併せて公表している。

本稿では、紙幅の関係から各項目のポイントを紹介するが、文中のコメント部分においては、筆者の私見が含まれていることを申し添える。

（注）「大手監査法人」は、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上のいわゆる4大監査法人を指す。「準大手監査法人」は、4大監査法人に準ずる規模の4法人を指す。「中小規模監査事務所」は、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所を指す。

I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）

1. 根本原因の究明

検査において検証する範囲は限定的であるため、検査で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が、検証されていない部分に存在する可能性は高い。また、不備発生の根本原因を考慮せず直接的な原因のみを考慮して改善策を実施したとしても、その効果は一時的なものとなり同様の不備が再発する可能性が高い。もちろん、喫緊に改善を要する場合もあるが、対症療法的な改善策に終始している場合には、改善策が累積し、監査現場に負担をかけ、かえって効果

的・効率的な監査業務の妨げとなる。したがって、各監査事務所において改善策を策定する際には、不備の根本原因の究明の重要性を認識し、本質的な監査の品質向上に努める必要がある。

根本原因の究明においては、まず、個々の不備の直接的な原因を的確に把握することが重要である。その際、不備発生の直接的な原因を、監査実施者個人の知識や意識、経験だけに帰するのではなく、監査チームや被監査会社の状況等も十分に理解した上で把握する必要がある。なお、直接的な原因には、個々の不備に対して識別される「固有の原因」と、複数の不備に共通する「共通原因」があり、共通原因が生じた原因を更に検討することで根本原因の究明につながることが多い。

2. 根本原因の究明に係る事例

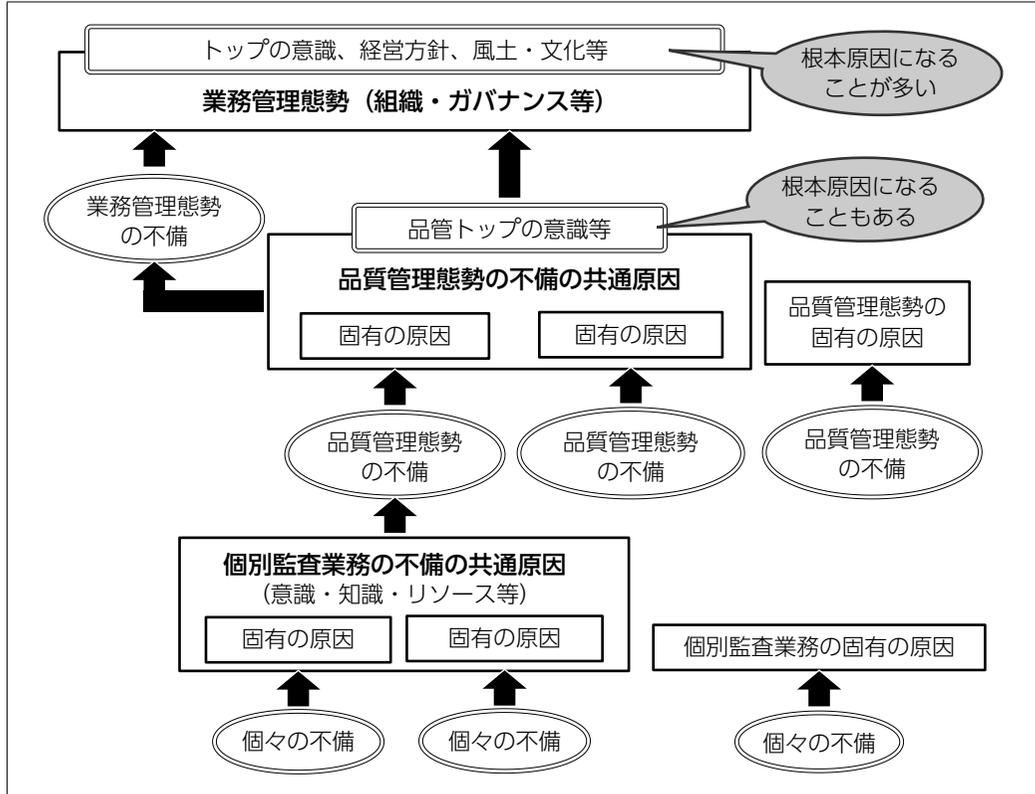
これまでの検査において、不備の根本原因として挙げられる問題点は、トップの意識や経営方針、風土・文化といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、各監査事務所においては、業務管理態勢の実効性には特に留意する必要がある。なお、品質管理担当責任者の意識など品質管理態勢に係るものが根本原因となることもある（図表1参照）。

根本原因の究明の事例には次のようなものがある。

〈大手監査法人における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務の一部に、重要な不備を含む複数の不備が認められた。

図表1 不備と根本原因の究明（参考イメージ）



これらの不備の直接的な原因には、業務執行社員及び監査補助者が、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施に際し、被監査会社が採用した会計処理について、被監査会社から入手した情報との整合性を批判的に検討する意識が不足していたことがあった。また、品質管理本部は、収益認識会計基準の適用状況や重要な会計上の見積りに関する監査の実施において、監査チームが被監査会社から入手した情報を踏まえて批判的な検討を行うための施策を十分に実施できていないことや、審査担当社員及び定期的な検証の担当者が監査チームの実施した監査手続を批判的に検証するための施策を十分に実施で

きていないという品質管理態勢の不備の共通原因が認められた。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、経営執行部は、監査品質改善施策を導入・実施することで、全ての監査チームが、全ての監査領域において、会計上・監査上の論点に関する対応を主体的に行い、十分かつ適切な監査証拠を入手するものと考えていたことに加え、監査業務のリスクに応じて審査担当社員を選任する制度や定期的な検証のために事前準備期間を確保する取組等を実施することで、全ての審査担当社員及び定期的な検証の担当者が深度ある検証を行う意識を高めるものと考えていたという根本原因が認められた。

〈中小規模監査事務所における事例〉

当監査法人においては、検証対象とした個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められた。

個別監査業務の不備には、業務執行社員及び監査補助者において、会計基準、監査の基準及び監査の基準が求める手続の水準についての理解が不足していることや、会計上の見積りの監査に際し経営者が使用した仮定を批判的に検討しておらず、職業的懐疑心が不足していることなどの共通原因があった。また、個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者を含む社員において、監査補助者や監査チームが実施した監査手続の深度ある検討等を通じて、適切な監査の品質の確保を図るという意識が共有されていないなど、適切な監査の品質の確保に向けた組織風土が醸成されておらず、加えて、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等における指摘事項に対する改善施策の浸透状況や実効性を検証する必要性を十分に認識しておらず、当該検証に係る施策を立案・実施していないといった品質管理態勢に係る不備の共通原因によるものであった。

このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者は、自ら率先して監査の品質の改善に取り組む意識が不足しており、適切な監査の品質を確保するための実効的かつ組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の構築に向けてリーダーシップを発揮していない。さらに、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、法人の監査業務について、豊富な実務経験を有する社員や大手

監査法人での勤務経験を有する専門職員が実施している以上、適正な水準の監査の品質が確保されているものと思いでおり、法人全体の監査の品質の水準を的確に把握できていないといった根本原因が認められた。

Ⅱ. 品質管理態勢編

1. 監査事務所の品質管理態勢

審査会検査では、品質管理態勢の維持・向上のため、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が、監査事務所の規模や特性に応じたものになっているかについて検証している。

監査事務所の品質管理システムは、大手監査法人から中小規模監査事務所まで、様々な形がみられるため、検出された不備も各監査事務所の規模や特性を反映したものが多く認められている。

監査事務所の規模にかかわらず、品質管理システムを整備し運用する目的は、監査業務の品質を組織として合理的に確保するためである。求められる品質管理態勢は「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準報告書」等で規定されており、品質管理システムの整備と運用を通じて個別監査業務の品質に大きな影響を与える。品質管理システムの整備が形式的なものにとどまっている場合、当該システムが期待通りに運用されないため、個別監査業務の品質の改善に有効に機能しない。品質管理態勢が、各監査事務所の規模や特性に応じて、総合的かつ実効的に機能することで、個別監査業務の品質が合理的に確保されることになる

(図表2参照)。

品質管理態勢の不備及び評価できる取組事例には次のようなものがある。

〈大手監査法人における不備事例〉

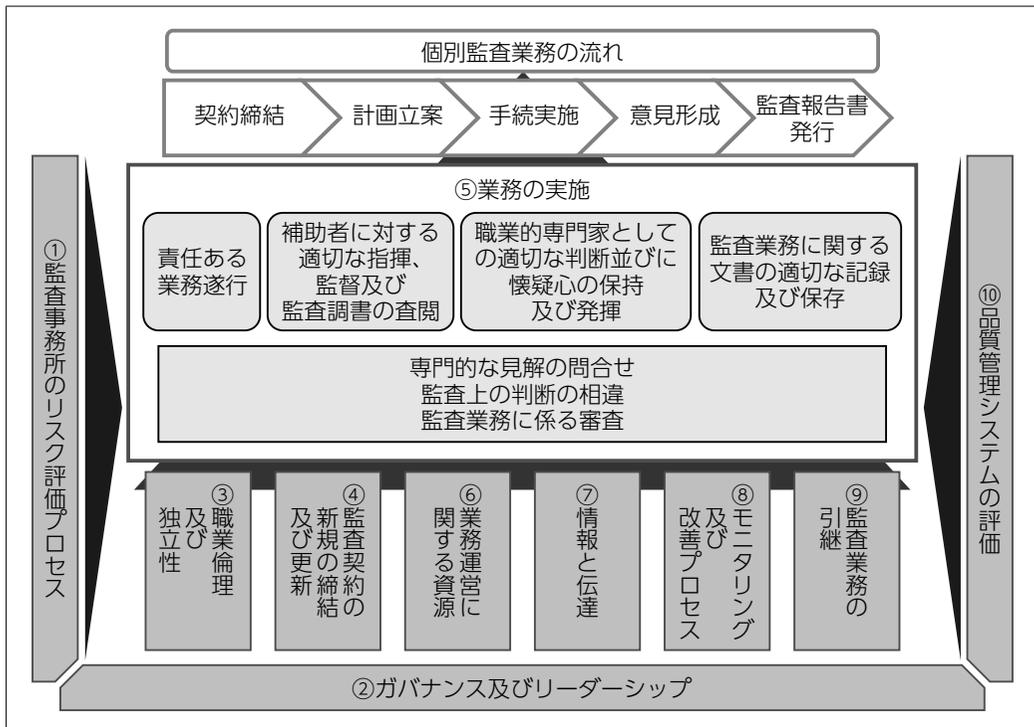
- ▶ 監査チームは、会社法監査報告書の発行後に、被監査会社の監査役等に対し、会社法監査に係る監査結果説明を実施し、(ア) 会社法監査に係る経営者確認書の草案に関する記載内容を説明している。また、金融商品取引法監査に係る監査報告書を発行する前に、再度、監査結果説明を実施し、(イ) 被監査会社グループに対する監査及び非監査業務の報酬に関する情報を説明している。しかしながら、監査チームは、会社法監

査報告書の発行前の適時のタイミングで、上記 (ア) 及び (イ) に関する監査役等とのコミュニケーションを実施していない。

〈準大手監査法人及び中小規模監査事務所における不備事例〉

- ▶ 当監査法人は、監査契約の更新に関し、監査責任者に対して、被監査会社の誠実性、監査実施上のリスク、監査資源の確保等を考慮した契約リスクの程度を評価の上、審査担当者の承認を得ることを義務付けている。
しかしながら、監査チームは、監査契約の更新の可否に関する検討において、前期に係る監査時間の実績

図表2 品質管理態勢と個別監査業務の関係 (参考イメージ)



が、計画時の監査時間を大幅に超過していたにもかかわらず、前期の計画時と同水準の監査時間を当期に係る予定監査時間として算定しており、監査の品質を維持しつつ、前期に係る監査時間の実績から大幅に削減するための具体的な手法及び当該手法により削減し得る具体的な時間数について検討していない。

また、審査担当者は、当該監査契約の更新を承認するに当たり、監査チームが算定した予定監査時間の合理性について検討しておらず、当該監査契約の更新の適否について十分に検討していない。

〈評価できる取組〉

- ▶ 当監査法人は、新規上場を目指す企業が適切な監査を受けることができる環境を整備するために専門部署を本部組織内に設置している。当該専門部署は、新規上場を目指す企業からの相談窓口、監査チームをサポートすることによる監査の品質の確保、上場準備会社の監査を担う人材育成のための研修の立案・実施の機能を担っている。
- ▶ 当監査法人は、監査業務の品質管理上の課題を早期に発見して、組織的な対応を図るために、公表された財務諸表の分析結果や適時開示情報などを基にモニタリング対象となる監査業務を選定し、審査担当者とは別のモニタリング担当者が会社法の監査報告書日までに監査調書の記載内容について点検している。

全ての監査事務所において、品質管理システムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理システムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。各監査事務所の最高経営責任者や品質管理担当責任者は、自らの監査事務所の規模や特性に応じ適切な品質管理システムの態勢を構築し、また、必要に応じて見直すなど、適切に維持していく必要がある。

2. 監査役等との連携

会計監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）との連携の重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。会計監査人は監査役等に対し、監査計画の策定から監査手続の実施、監査意見形成の各段階における情報共有を通じて監査の実効性の向上を図るほか、審査会検査や日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を踏まえた監査の品質管理上の問題点についても意見交換するなどして、両者間の連携を積極的に推進する必要がある。

なお、令和3年3月期決算から、監査報告書に記載が求められることとなった「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされて

おり、監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。

監査人と監査役等がコミュニケーションを行う事項等については、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」や同報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に定められているので、これらの基準を理解することにも留意する必要がある。

会計監査人と監査役等との連携の必要性については、関係者の間に浸透してきており、連携の深度に差こそあるものの、定期的なコミュニケーションが行われている状況が認められる。一方で、次の事例のとおり、十分なコミュニケーションを行っていない監査事務所もみられる。

▶ 監査チームは、被監査会社の監査役会に対し、以下の項目に関する報告を行っておらず、監査役会とのコミュニケーションを十分に実施していない。

- 会社法監査に係る監査報告書の発行後に判明した、未修正の虚偽表示
- 金融商品取引法監査において、監査人が要請した経営者確認書の草案

【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

Ⅲ. 個別監査業務編

審査会検査における個別監査業務の不

備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで、広範な領域にわたってみられる。ここでは、監査役等の関心が高いと思われる、「財務諸表監査における不正」及び「監査上の主要な検討事項（KAM）」についての事例を取り上げる。

なお、本事例集では、これまで数多く指摘されている項目の事例をより強調して注意を促す観点から、個別監査業務において検出される不備に関し、数多く指摘されている項目に係る根拠規定及び留意点を整理している（図表3参照）。

1. 財務諸表監査における不正

財務諸表監査における不正リスクに係る監査手続の不備事例として、よりリスクの高いと判断した部分（営業部門など特定の従業員による不正など）にのみ不正リスクを識別し、その他の部分について十分な検討を行わないまま不正リスクはないとしている事例や、不正リスクシナリオを想定しているが、被監査会社が作成した内部管理資料との突合のみを実施している事例などがみられている。

▶ 介護用品・福祉用具の販売を行っている被監査会社の収益認識に関する不正リスクの検討に当たり、監査チームは、営業担当者には売上目標に対するプレッシャーが存在するという不正を実行する「動機・プレッシャー」を識別し、他の不正リスク要因の検討も踏まえ、「営業担当者が架空売上を計上する不正リスク」を識別している。

しかしながら、監査チームは、被

監査会社が設定した売上目標の内容を理解していない。また、営業担当者以外の者について、不正を実行する「動機・プレッシャー」の有無を検討していないなど、収益認識に関する不正による重要な虚偽表示リスクについて十分な検討を行っていない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

- ▶ 被監査会社は、建設業を営んでおり、工期が非常に短い工事契約について、履行義務を充足した一時点で収益を認識している。

監査チームは、売上が決算月（3月）に前倒し計上されるリスクを不正による重要な虚偽表示リスクとして識別し、決算月に売上計上された工事契約から抽出したサンプルに対する証憑突合を実施している。

しかしながら、監査チームは、内部証憑である被監査会社発行の請求書控えとの照合を行うのみで、不正リスクを識別していない場合に比べ、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手するための手続を実施していない。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する必要がある。

また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在してい

ないかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。さらに、経営者の説明に合理性がないと判断された場合など、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、リスク評価及び立案したリスク対応手続を修正し、想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施しなければならないことに留意が必要である。

2. 監査上の主要な検討事項（KAM）

KAMに関する不備事例としては、KAMに記載した監査上の対応のうち、一部の手続を実施していない事例などがみられている。

- ▶ 監査チームは、被監査会社の連結財務諸表に係る監査報告書に、のれんの評価をKAMとしたことのほか、監査上の対応として、過年度における事業計画とその後の実績との比較、直近における主要顧客からの売上実績に関する資料の閲覧、受注及び案件獲得見込みに関する資料の閲覧等の監査手続を実施した旨を記載している。

しかしながら、監査チームは、KAMに係る監査上の対応として、実際には、上記の手続を実施していないにもかかわらず、当該監査報告に実施した旨を記載している。【準大手監査法人及び中小規模監査事務所】

KAMの目的は、実施された監査に関する透明性を高めることにより、監査報告書の情報手段としての価値を向上させ

ることにある。また、財務諸表の利用者に対しては、KAMにより監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項を理解するのに役立つ追加的な情報が提供され、監査の透明性を高めることができる。そのため、監査人には、KAMの目的を十分に理解した上で、KAMのポイラプレート化・形骸化に繋がらないよう適切な対応が求められる。

監査チームは、KAMを決定する際には、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションを行うことが求められる。また、監査報告書に記載される「KAMの内容及び決定理由」には、KAMの対象となっている領域や金額を特定することにより、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とすることに留意が必要である。さらに、監査報告書に記載される「監査上の対応」には、KAMの決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容をできる限り具体的に記載することが求められている。

「おわりに

被監査会社におかれては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを再認識していただくとともに、監査報告書にKAMの記載が求められていることも踏まえ、適切かつ実効的な会計監査が行われるよう、会計監査人とのコミュニケーションをこれまで以上に積極的に行っていただければと考えている。

なお、審査会が実施した検査の結果については、監査事務所に対して書面を交付して通知しており、また、監査事務所はその内容等を被監査会社の監査役等に伝達することが求められていることから、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解していただき、監査事務所とコミュニケーションを深めていただければ幸いです（本事例集の「**IV. その他 検査結果の通知**」を参照）。

図表3 監査業務の実施において多数指摘されている項目に係る根拠規定及び関連する留意点

項目	指摘の根拠となることが多い規定	関連する留意点
1. 財務諸表監査における不正	監査基準報告書 240 第 25・29・31 項	<ul style="list-style-type: none"> ・安易に不正リスクを限定していないか。 ・識別した不正リスクに適合する十分な監査手続を立案・実施しているか。 ・仕訳テストにおいて抽出された仕訳に対して漏れなく証憑突合等のリスク対応手続を実施しているか。
2. リスク評価及び評価したリスクへの対応	監査基準報告書 330 第 17・20 項	<ul style="list-style-type: none"> ・評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案しているか。 ・評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高、注記事項について、実証手続を立案し実施しているか。
3. 監査証拠	監査基準報告書 500 第 5～8 項、同 520 第 4・6 項、同 530 第 7 項、同 570 第 15 項	<ul style="list-style-type: none"> ・二重目的テストについて、各々の監査手続の目的を満たす十分かつ適切な監査証拠を入手していることを確かめているか。 ・経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価するとともに、当該専門家の業務の適切性を検討しているか。 ・被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ・分析の実証手続の実施に際し、データの信頼性、推定値の精度、監査上許容できる差異の金額を超える差異の内容を検討しているか。 ・監査サンプリングの実施に際し、サンプルの抽出方法やサンプル数の妥当性を検討しているか。 ・継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策が効果的で実行可能であるかについて、具体的な監査証拠に基づき検討しているか。
4. 会計上の見積りの監査	監査基準報告書 540 第 13・21・22・23 項、同 500 第 8 項	<ul style="list-style-type: none"> ・棚卸資産の評価ルールや固定資産の減損に係るグルーピングなど、被監査会社が設定した方針の妥当性を検討しているか。 ・会計上の見積りの監査に際し、被監査会社が作成した資料の信頼性を検討しているか。 ・事業計画の達成可能性など、被監査会社の重要な仮定について、具体的な裏付けに基づいた検討を行っているか。 ・矛盾する情報も含め、監査の過程で入手した全ての関連する監査証拠を考慮し評価しているか。 ・経営者が利用した専門家の業務について監査証拠としての適切性を評価しているか。 ・監査人の専門家の利用の要否も含め、専門的な技能又は知識が監査チームに必要なかどうかを検討しているか。
5. グループ監査	監査基準報告書 600 第 29・30・39・40・41・42 項	<ul style="list-style-type: none"> ・構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか。 ・構成単位の監査人に、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクや関連当事者を網羅的に伝達しているか。 ・構成単位の監査人が実施したリスク対応手続を十分に評価しているか。 ・構成単位の監査人からの報告内容に対して、監査チームとして必要な追加対応を実施しているか。
6. 専門家の業務の利用	監査基準報告書 620 第 6 項	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識が必要な場合に、専門家の業務を利用する必要性の検討を行っているか。
7. 財務報告に係る内部統制の監査	監査基準報告書 265 第 6・7 項、同 610 第 13・14・19 項、財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号 第 97・101・112・187 項	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表監査におけるリスク評価と、経営者による内部統制の評価範囲の整合性を検討しているか。 ・財務諸表監査の過程で虚偽表示や内部統制の不備を発見した場合、内部統制監査へ及ぼす影響を検討しているか。 ・内部監査人の作業を利用する場合、内部監査人の客観性と能力を評価し、利用する作業の適切性を評価しているか。また、関連する重要な虚偽表示リスクの程度に応じて内部監査人の利用範囲を適切に決定しているか。
8. 監査上の主要な検討事項 (KAM)	監査基準報告書 701 第 12 項	<ul style="list-style-type: none"> ・KAMに対する監査上の対応として記載した監査手続を実施しているか。